

豊田市建築工事品質管理要領

(豊田市建築工事標準仕様書)

令和7年3月

都市整備部 建築整備課

目次

1 はじめに

- (1) 目的・位置付け
- (2) 適用の優先順位
- (3) 対象
- (4) 構成
- (5) 用語の定義・表示

2 各編共通事項

- (1) 共通事項
- (2) 工事関係図書
- (3) 工事現場管理
- (4) 材料
- (5) 施工
- (6) 工事検査及び技術検査
- (7) 完成図書等

3 建築工事編

- (1) 各章共通事項
- (2) 仮設工事
- (3) 土工事
- (4) 地業工事
- (5) 鉄筋工事
- (6) コンクリート工事
- (7) 鉄骨工事
- (8) コンクリートブロック、ALCパネル及び押出成形セメント板工事
- (9) 防水工事
- (10) 石工事
- (11) タイル工事
- (12) 木工事
- (13) 屋根及びとい工事
- (14) 金属工事
- (15) 左官工事
- (16) 建具工事
- (17) カーテンウォール工事
- (18) 塗装工事
- (19) 内装工事
- (20) ユニット及びその他の工事
- (21) 排水工事
- (22) 舗装工事
- (23) 植栽及び屋上緑化工事

4 建築改修工事編

- (1) 各章共通事項 P.17
- (2) 仮設工事 P.17
- (3) 防水改修工事 P.17
- (4) 外壁改修工事 P.18
- (5) 建具改修工事 P.19
- (6) 内装改修工事 P.19
- (7) 塗装改修工事 P.19

5 電気設備工事編

- (1) 一般共通事項 P.20
- (2) 電力設備工事 P.21
- (3) 受電設備工事 P.23
- (4) 電力貯蔵設備工事 P.23
- (5) 発電設備工事 P.23
- (6) 通信・情報設備工事 P.24
- (7) 中央監視制御設備工事 P.25
- (8) 医療関係設備工事 P.25

6 機械設備工事編

- (1) 一般共通事項 P.27
- (2) 共通工事 P.27
- (3) 空気調和設備工事 P.30
- (4) 自動制御設備工事 P.31
- (5) 給排水衛生設備工事 P.31
- (6) ガス設備工事 P.31
- (7) さく井設備工事 P.31
- (8) 浄化槽設備工事 P.31
- (9) 昇降機設備工事 P.31
- (10) 機械式駐車設備工事 P.32
- (11) 医療ガス設備工事 P.32

7 木造工事編

- (1) 仮設工事 P.33
- (2) 土・地業・基礎工事 P.33
- (3) 木造工事 P.33
- (4) 木工事 P.33
- (5) 防水工事 P.33
- (6) 屋根及びとい工事 P.33
- (7) ユニット及びその他工事 P.33

8 解体工事編

- (1) 仮設工事 P.34
- (2) 解体施工 P.34
- (3) 事業損失防止調査 P.34

別記 工事品質管理要領(資材・機材編) P.36

1 はじめに

公共建築物の品質を確保するためには、発注者は、設計図書により「要求品質」を受注者に明確に伝える必要があります。一般的に、この「要求品質」を伝えるための設計図書とは、質問回答書、現場説明書、特記仕様書及び図面を指し、公共建築工事ではこれらに公共建築工事標準仕様書（以下「標仕」という。）を加えて構成されます（以下「設計図面等」という。）。

（１）目的・位置付け

豊田市建築工事品質管理要領（以下「本要領」という。）は、公共建築工事における「要求品質」の明確化と品質確保を目的とし、設計図書として扱うものとする。

ただし、本要領に記載の事項を施行するに当たり、工事の完成後に支障を来すおそれがある場合は、その適用について「監督員と協議」する。

（２）適用の優先順位

設計図書間に相違がある場合における適用の優先順位は、以下のとおりとする。

①質疑回答書、②図面、③特記仕様書、④本要領、⑤標仕（各工事編）

（３）対象

豊田市建築整備課が発注する全ての建築工事(設備工事を含む。)を対象とする。

（４）構成

本要領は、標仕における「要求品質」のうち、「特記による」事項や検査・立会等の適用基準、豊田市独自の「基本要品質※」等について、標仕の各編・章・節に沿って示しています。

※「基本要品質」：工事目的物の引渡しに際し、施工の各段階における完成状態が有している品質をいう（標仕「用語の定義」参照）

（５）用語の定義・表示

本要領における用語の意義は、標仕（各工事編）の「用語の定義」に準じます。また、関連する標仕各編及び参考資料について、表1-1のように統一して基準を示しています。

表1-1 本要領内の表示（例）

標仕 ^{※1}	A1.1.1(A改1.1.1)、E第1編1.1.1(E改1.1.1) M第1編1.1.1(M改1.1.1)、木1.1.1、解1.1.1
参考資料等	「●●」 ^{※2} (○○) ^{※3} 【1111/1/11】 ^{※4}

※1 標仕（各工事編）の該当する種別・章節項を示しています。

凡例）A：建築、E：電気設備、M：機械設備、木：木造、解：解体、改：改修

※2 参考となる資料の「名称」を示しています。

※3 参考資料等の「引用元」を示しています。

凡例）一社：一般社団法人、一財：一般財団法人、公財：公益財団法人 等

※4 参考資料等を適用始期がある場合はその「適用した年月日」を示しています。

2 各編共通事項

「1 (2) 適用の優先順位」により、適用するものとする。

(1) 共通事項

ア 法令等の適用区分

建築基準法に基づき定まる風圧力（平成12年建設省告示第1454号）及び積雪荷重（豊田市建築基準法施行細則（昭和53年3月31日規則第13号）第14条）の算定には表2-1の値を用いる。

表2-1 風圧力及び積雪荷重の規定値

No.	地域区分	令第87条第2項 基準風速(V_0)	令第87条第2項 地表面粗度区分	令第86条第3項 垂直積雪量(d)
(1)	(2)から(7)以外の地区 (旧豊田市)	3 2 m/s	Ⅲ	3 0 cm以上
(2)	藤岡地区 (旧藤岡町)	3 0 m/s	Ⅲ	3 5 cm以上
(3)	足助地区 (旧足助町)	3 0 m/s	Ⅲ	3 5 cm以上
(4)	旭地区 (旧旭町)	3 0 m/s	Ⅲ	4 0 cm以上
(5)	小原地区 (旧小原村)	3 0 m/s	Ⅲ	4 5 cm以上
(6)	下山地区 (旧下山村)	3 0 m/s	Ⅲ	5 0 cm以上
(7)	稲武地区 (旧稲武町)	3 0 m/s	Ⅲ	5 5 cm以上

参考資料等	・「豊田市建築基準法施行細則（昭和53年3月31日規則第13号）」（豊田市） ・「建築基準法の構造関係規定値」（豊田市建築相談課ホームページ）
-------	--

イ 工事の着手

建築基準法による確認表示板の掲示が必要な工事は、「監督員の指示」（確認済証の写しを添付した書面）により、当該部分の工事を着手すること。

(2) 工事関係図書

ア 施工計画書及び施工図等

(ア) 工種別施工計画書は、工種別直接工事費（請負額）が1 0 0万円以上の工種は提出対象とする。ただし、標仕と同じ内容（標準施工要領など）については記載不要とする。

(イ) 工種別施工計画書（施工要領書）及び施工図は、当該工事に掛かる製作又は現場作業に着手する2週間前までに提出すること。

イ 工事の記録等（総合評価落札方式の履行確認）

工事が「総合評価落札方式」による契約の場合は、「監督員の指示」により、提案した施工計画等の内、本工事において履行すべき事項を工事の着手前に確認し、より具体的な履行計画及び履行状況報告を提出すること。

標仕	A1.2.2(A改,E,E改,M,M改,木,解)、A1.2.3(A改,E,E改,M,M改,木)
----	---

(3) 工事現場管理

ア 品質管理

監督員の検査を要するものは、標仕及び本要領各工事編を参照すること。

標仕	A1.3.6(A改,木)、E1.3.4(E改,M,M改)
----	------------------------------

(4) 材料

参考資料等	「別記 工事品質管理要領（資材・機材編）」（豊田市）【2025/4/1】
-------	--------------------------------------

ア 材料の品質等

(ア) 資材・機材の品質

使用する「資材・機材の品質」についての管理項目や確認方法については、[\[別記 工事品質管理要領（資材・機材編）\]](#)によること。

(イ) 仕上色の決定

仕上色の決定は、建物外観、室内全体で見本等を用いて行い、部材ごとでは行なわないこととする。

(ウ) 同等品

設計同等とする場合は、①品質及び性能（仕様・規格）、②価格、③実績の全てにおいて同等以上と評価できる資料を「監督員に提出」し、「監督員の承諾」を得ること。

標仕	A1.4.2(A改,E,E改,M,M改,木)
----	------------------------

イ 材料の搬入

工事現場へ材料を搬入するごとに行う監督員への報告方法については、[\[別記 工事品質管理要領（資材・機材編）\]](#)によること。

標仕	A1.4.3(A改,E,E改,M,M改,木)
----	------------------------

ウ 材料の検査等

工事現場に搬入した材料の種別ごとに行う監督員の検査方法については、[\[別記 工事品質管理要領（資材・機材編）\]](#)によること。

標仕	A1.4.4(A改,E,E改,M,M改,木)
----	------------------------

エ 材料の検査に伴う試験

材料の品質及び性能を試験により証明する場合に行う試験方法については、[\[別記 工事品質管理要領（資材・機材編）\]](#)によること。

標仕	A1.4.5(A改,E,E改,M,M改,木)
----	------------------------

(5) 施工

ア 施工

建築工事、設備工事等の分割発注の場合における、施工上必要な設備機器の割付け、配置等の調整は建築工事が取りまとめ、「監督員の承諾」を得ること。

標仕	A1.5.1(A改,E,E改,M,M改,木)
----	------------------------

イ 一工程の施工の確認及び報告

一工程の施工[※]の確認及び報告は、工種別施工計画書、施工要領書等で定めた品質管理項目の全てについて、その施工が完了した時に現場代理人が行い「監督員に報告」すること。

※「一工程の施工」：施工の工程において、同一の材料を用い、同一の施工方法により作業が行

われる場合で、監督職員の承諾を受けたものをいう（標仕「用語の定義」参照）。

標仕	A1.5.4(A改,E,E改,M,M改,木)
----	------------------------

（６）工事検査及び技術検査

工事施工途中における技術検査（中間検査）の実施対象及び時期は、以下のとおりとし、実施については「監督員の指示」によること。

・実施対象

- ① 原則、設計金額が 1 億 5 千万円以上の工事
- ② 工事完成後では出来形確認が困難等で検査員が必要と認めた場合

・実施時期

出来形がおおむね 5 割程度に達した時期、又は工期の 5 割程度が経過した時期

標仕	A1.6.2(A改,E,E改,M,M改,木)
----	------------------------

（７）完成図書等

適用の有無について、設計図書（特記仕様書）の図示による。各書類については、以下のとおり整理・作成し、完成時に監督員に紙及びデータを提出すること。

ア 完成図

作成する図面の種類及び記載内容は、原則、特記仕様書を除くすべての図面とし、変更内容を含め、工事目的物の完成時の状態を表現すること。

ただし、解体工事については、解体後の現況がわかる図面のみで可とする。

標仕	A1.7.2(A改,E,E改,M,M改,木,解)
----	--------------------------

イ 保全に関する資料

市から提供された指定様式により、ファイリングして 2 部（施設用・工事監理用）及び電子データを監督員へ提出すること。

（ア）保全に関する資料

標仕における「建築物等の利用に関する説明書」は、市指定様式「保全に関する資料」とし、1 施設につき、1 つの資料となるように当該工事の該当する箇所について、紙及びデータを作成・更新する。

その他「機器取扱い説明書」、「機器性能試験成績書」、「官公署届出書類」等についても、当該工事のものとわかるように整理する。

（イ）クイックレファレンス

「保全に関する資料」の附帯資料として、合わせて提出する。

（ウ）BIMMS登録※（特記仕様書により、該当となっている施設に限る。）

1 施設につき、1 つの資料となるように当該工事の該当する箇所について、紙及びデータを作成・更新する。

※「BIMMS」：保全マネジメントシステム（（一財）建築保全センター）

市有建築物の保全に関する情報管理を目的としたシステム

標仕	A1.7.3(A改,E,E改,M,M改,木)
----	------------------------

3 建築工事編

「1 (2) 適用の優先順位」により、適用するものとする。

(1) 各章共通事項

「2 各編共通事項」による。

(2) 仮設工事

ア 縄張り、ベンチマーク及び遣り方

標仕における縄張り、ベンチマーク及び遣り方の「監督員の検査」は、原則、「監督員の立会い」により行うこと。ただし、小規模な建物等において事前に「監督員の承諾」を得た場合は、品質管理記録等による検査とする。

イ 騒音・粉じん等の対策

(ア) 防音パネルの材料

仮設防音パネルは、「(一社) 仮設工業会認定品」とする。また、性能の指定は以下のとおりとする。

- ① 透過損失500Hzに対して、18d以上
- ② 透過損失1,000Hzに対して、23d以上

※試験方法は、JIS A 1416「実験室における建築部材の空気音遮断性能の測定方法」とする。

(イ) 防音シート

仮設防音シートは、「(一社) 仮設工業会認定品」とする。

(ウ) 設置範囲等

仮設計画図等の図示による。

標仕	A改2.1.3、解2.2.1
参考資料等	JIS A 1416「実験室における建築部材の空気音遮断性能の測定方法」（日本産業規格）

ウ 足場等

(ア) 足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（令和5年12月26日厚生労働省労働基準局長基発1226第2号）に規定する「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置方式又は2の(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。

(イ) 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971（屋根工事用足場及び施工方法）に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置すること。

(ウ) 高さが5 m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）によるものとする。

る。

- (工) 足場の設置に際しては、風に対する足場の安全性を確保するため、「風荷重に対する足場の安全技術指針」等により組み立てるものとする。

標仕	A2.2.4(A改2.2.1)、E2.1.1(E改2.2.2)、M4.1.1(M改2.2.1) 木2.2.4、解2.2.2
参考資料等	・手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省） ・JIS A8971「屋根工事用足場及び施工方法」（日本産業規格） ・墜落制止用器具の規格（厚生労働省） ・風荷重に対する足場の安全技術指針（（一社）仮設工業会）

(3) 土工事

ア 根切り

標仕における根切り底の状態、土質及び深さの確認における「監督員の検査」は、原則、「監督員の立会い」により行うこと。ただし、小規模な建物等において事前に監督員の承諾を得た場合は、品質管理記録等による検査とする。

標仕	A3.2.1、木3.2.1
----	---------------

イ 埋戻し及び盛土

- (ア) 他現場等からの建設発生土の利用指定がある場合は、図示による。
 (イ) 埋戻し及び盛土の種別は、図示による。図示がなければ、「B種」とする。
 (ウ) 各層300mm程度ごとに締固めとし、転圧の過程は各層の状況を工事写真等に記録すること。

標仕	A3.2.3、E2.2.1(E改2.3.1)、M4.2.1(M改7.1.1)、木3.2.1、解3.13.1
----	---

ウ 建設発生土

建設発生土の処理について、建設発生土情報交換システムを活用し積極的に工事間流用を行うこととし、搬出先の指定がある場合は図示による。図示がなければ、「改良土プラントへ搬出」とする。

また、500m³以上の発生土を搬出する工事では、元請負業者が建設発生土の最終搬出先からの受領書交付をもって、適正に搬出されていることを確認すること。

標仕	A3.2.5、E2.2.1(E改2.3.1)、M4.2.1(M改7.1.1)、木3.2.1
----	---

(4) 地業工事

ア 砂利及び砂地業

- (ア) 砂利事業に使用する砂利は、図示による。図示がなければ「再生砕石RC-40」とする。
 (イ) 砂地業に使用する砂は、図示による。図示がなければ「山砂」とする。

標仕	A4.6.2、木3.3.1
----	---------------

イ 床下防湿層

防湿層の適用及び範囲は、図示による。図示がなければ「屋内の土間コンクリ

ート部及び土間スラブ部」とする。

標仕	A4.6.5、木3.3.1
----	---------------

(5) 鉄筋工事

ア 基本要品質

使用する鉄筋の品質についての管理項目や確認方法については、[\[別記 工事品質管理要領（資材・機材編）\]](#)によること。

標仕	A5.1.2、木3.4.1
----	---------------

イ 主要な配筋における監督員の検査

標仕における主要な配筋の「監督員の検査」は、「監督員の立会い」により行うこと。なお、「主要な配筋」とは、「構造耐力上主要な部分※」の配筋のことをいう。

※「構造耐力上主要な部分」：基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。)、床版、屋根版又は横架材(はり、けたその他これらに類するものをいう。))で建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう（建築基準法施行令第1条「用語の定義」参照）。

標仕	A5.1.3、木3.4.1
----	---------------

ウ 各部配筋

図示がない場合は、標仕（建築工事編）巻末「各部配筋参考図（以下「配筋参考図」という。）」並びに「JASS 5鉄筋コンクリート工事」及び「鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説書（以下「配筋指針」という。）」（（一社）日本建築学会）による。

また、以下についても留意して行うこと。

（ア）壁配筋の柱際タテ筋は、指定間隔の1/2以下とする【配筋参考図4.2、配筋指針解説図9.9】。

（イ）スラブ配筋の割付は、中央から行い、端部は指定間隔の1/2以下かつ100mm以下とする【配筋指針解説図5.9参照】。

（ウ）スラブ配筋に用いるスペーサーは、鋼製の連続バーサポートとする。また、受け筋には、必ずスペーサーを設置する【配筋指針解説図5.9】。

（エ）貫通孔の補強に大臣認定による既製品を使用する場合は、認定内容による。特に貫通孔と孔際のSTP筋との配置に留意する【配筋参考表7.1～3】。

標仕	A5.3.7、木3.4.1
参考資料等	・ 標仕（建築工事編）巻末「各部配筋参考図」（（一社）公共建築協会） ・ JASS 5（鉄筋コンクリート工事）（（一社）日本建築学会） ・ 鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説書（（一社）日本建築学会）

エ 試験等

圧接及び溶接部の品質及び性能を試験により証明する場合に行う試験方法については、[\[別記 工事品質管理要領（資材・機材編）\]](#)によること。

標仕	A5.4.10、A5.5.5、A5.6.5、木3.4.1
----	------------------------------

(6) コンクリート工事

ア 基本要品質

使用するコンクリートの品質についての管理項目や確認方法については、[\[別記 工事品質管理要領（資材・機材編）\]](#)によること。

標仕	A6.1.2、木3.4.1
----	---------------

イ 構造体コンクリートの仕上がり

打放し仕上げの種別は仕上塗材、塗装仕上げを行う場合は「B種」とし、隠ぺい部は「C種」とする。それ以外は「A種」とする。

標仕	A6.2.5、木3.4.1
----	---------------

ウ コンクリートの材料

コンクリートに使用する粗骨材は、図示による。図示がなければ「砂利」とする。砂利とできない場合は、「監督員の承諾」を得ること。

標仕	A6.3.1、木3.4.1
参考資料等	JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）附属書 A（規定）〔レディーミクストコンクリート用骨材〕（日本産業規格）

エ コンクリートの調合

コンクリートの調合管理強度における構造体強度補正值（S）は、「構造耐力上主要な部分」以外の部分で、 $F_c = 18 \text{N/mm}^2$ と表記されるコンクリートにおいては、不要とする。

標仕	A6.3.2、木3.4.1
----	---------------

オ 養生温度

コンクリートを寒気から保護し、打込み後所定の期間以上コンクリート温度を 2°C 以上に保つ必要がある場合は、保温マット、採暖等の適切な養生を行うこと。

標仕	A6.7.1、木3.4.1
参考資料等	建築基準法施行令第75条

カ 湿潤養生

コンクリートが露出している面の湿潤養生は、養生マット、散水等の適切な養生を行うこと。

標仕	A6.7.2、木3.4.1
----	---------------

キ 試験等

コンクリートの品質及び性能を試験により証明する場合に行う試験方法については、[\[別記 工事品質管理要領（資材・機材編）\]](#)によること。

標仕	A6.9.2、木3.4.1
----	---------------

(7) 鉄骨工事

ア 基本要品質

使用する鋼材の品質についての管理項目や確認方法については、[\[別記 工事](#)

品質管理要領（資材・機材編）]によること。

標仕	A7.1.2
----	--------

イ 工作図

屋外鉄骨階段の踏面、踊り場には径12mm程度の水抜き穴を効果的に配置すること。

標仕	A7.3.2
----	--------

ウ 試験等

溶接部の品質及び性能を試験により証明する場合に行う試験方法については、[\[別記 工事品質管理要領（資材・機材編）\]](#)によること。

標仕	A7.6.12
----	---------

エ 耐火被覆の施工品質管理

耐火材の吹付け厚さは、確認ピンを用いて確認すること。

吹付け面積 5 m²ごとに 1 箇所以上の厚さを確認しながら吹付け施工し、また、厚さ確認ピンの差込みは柱 1 面に各 1 本、梁は 6 mにつき 3 本とする。

標仕	A7.9.9
参考資料等	吹付けロックウール被覆耐火構造施工品質管理指針（ロックウール工業会）

オ 建方

標仕における建方完了後の「監督員の検査」は、原則、以下について「監督員の立会い」により行うこと。ただし、小規模な建物等において事前に「監督員の承諾」を得た場合は、品質管理記録等による検査とする。

- ①形状及び寸法精度
- ②ボルトの締め付け状況
- ③現場溶接部の状況

標仕	A7.10.5
----	---------

（８）コンクリートブロック、ALC パネル及び押出成形セメント板工事

ア コンクリートブロック帳壁の構造等

既存の建築物の部分で、現行の規定を満足していない帳壁の部分が発見された場合は、直ちに「監督員に報告」し、対応について「監督員と協議」すること。

標仕	A8.3.1～10
----	-----------

（９）防水工事

ア 基本要品質

（ア）防水層は、原則、10年保証を付することができる所定の形状及び寸法を有し、所要の仕上り状態であることとする。これによりがたい場合は、事前に「監督員に報告」し、対応について「監督員と協議」すること。

また、保証書は、請負者、施工者及び製造業者の3者連名により、保証期間は引渡し日から10年間とし、工事完成時に「[2（７）保全に関する資料](#)」に付して提出すること。

（イ）防水施工箇所は、防水の種類ごとに施工者、請負者及び保証期間が刻字され

た「防水工事施工票」（アクリル板製、幅200・高さ150（mm）程度）を設置する。また、設置箇所は、「監督員と協議」によること。

標仕	A9.1.2、A改3.1.2
----	----------------

イ 施工一般

（ア）防水層の施工における監督員の検査は、原則、「監督員の立会い」により行うこと。ただし、事前に「監督員の承諾」を得た場合は、品質管理記録等による検査とする。

標仕	A9.1.3、A改3.1.3、3.2.4
----	----------------------

ウ 材料

（ア）改質アスファルトシート防水

屋上防水は、原則、「改質アスファルト断熱工法」とする。

標仕	A9.2.2、A改3.8.2
----	----------------

エ 防水層の種別及び工程

（ア）防水絶縁工法等の脱気装置の種類及び設置数量は、図示による。図示がなければ製造所の指定によるほか、「ステンレス製」とし、「50㎡程度に1箇所」とする。

標仕	A9.2.3、9.3.3、9.4.3、9.5.3、A改3.3.3、3.4.3、3.5.3、3.6.3
----	--

オ 施工

（ア）シート防水を施工する屋上の水勾配は、原則、1／50以上とし、防水工事前に監督員により水たまりの確認を受け、水たまりが発生する部分は樹脂モルタル等で補修すること。

（イ）シート防水等の機械的固定方式は、建築基準法に基づき定まる風圧力により固定数を計算し、「監督員の承諾」を得ること（参考：[2（1）法令等の適用区分](#)）。

（ウ）先行して行う役物・増し貼り（出隅・入隅・ドレン周り等）は、標仕で定められた部材寸法等が施工されている状況を工事写真等で記録すること。

標仕	A9.2.4、9.3.4、9.4.4、A改3.3.4、3.4.4、3.5.4
----	--

カ シーリング材の試験

やむを得ず異種シーリング材を打継ぐ場合は、打継ぎ接着性試験又は打継ぎ簡易接着性試験により、接着性を確認すること。

標仕	A9.7.5
参考資料等	JASS8（防水工事）（（一社）日本建築学会）

（10）石工事

—

（11）タイル工事

—

(12) 木工事

ア 含水率の測定

含水率は、図示又は標仕による。図示又は標仕に規定がなければ、JISS10木工事を参考に、構造材は「20%以下」、造作材・下地材は「15%以下」、床板など広葉樹林は「13%以下」とする。

また、監督員と協議により工事現場における含水率の測定を行う場合の測定方法は、公共建築木造工事標準仕様書4.1.5による。

(ア) 測定は、高周波水分計又は電気抵抗式水分計による。

(イ) 測定箇所は、1本の製材の異なる2面について、両小口から300mm以上離れた2か所及び中央部1か所とし、計6か所とする。

(ウ) 含水率は、6か所の平均値とする。

(エ) 含水率測定結果の判定は、平均値が所定の含水率以下の場合を合格とする。

標仕	A12.2.1、W4.1.5
参考資料等	・ JASS11（木工事）（（一社）日本建築学会）

イ 防腐・防蟻処理

適用部材は、「土台」及び「地表面より高さ1m以下の外周壁内、水回り室（浴室、洗面室、厨房など）に接する壁内の柱、間柱、筋交い、構造用面材、胴縁類及び水回り室の床組材」とする。

また、薬剤を使用する場合の仕様は、次項のとおりとする。

(ア) 防腐・防蟻処理の工場における薬剤の加圧注入処理の仕様は、図示による。図示がなければ以下のとおりとする。

① JAS 1083に基づく保存処理性能区分は、「K3以上」とする。

② 機械プレカット材は、（公財）日本住宅・木材技術センターの優良木質建材等認証制度に基づく「AQ2種」の認定材とする。

(イ) 防腐・防蟻処理の工事現場における薬剤の塗布の仕様は、図示による。図示がなければ以下のとおりとする。

① 薬剤の種類は、JIS K 1571「木材保存剤の性能試験方法及び性能規準」に適合する薬剤とする。

② 木部の表面処理方法は、「2回塗布または吹付け」とする。

標仕	A12.3.1、W4.2.1
参考資料等	・ JASS11（木工事）（（一社）日本建築学会） ・ JAS 1083 製材の日本農林規格（日本農林規格） ・ 優良木質建材等認証制度（（公財）日本住宅・木材技術センター）

(13) 屋根及びとい工事

ア 工法

粘土瓦葺における瓦の緊結方法等の工法は、図示による。図示がなければ「瓦屋根標準設計・施工ガイドラインの標準試験に合格した方法」又は「平成12年建設省告示第1458号に従った構造計算により安全性が確かめられた方法」とす

る。

標仕	A13.4.3、W
参考資料等	・昭和46年建設省告示第109号（令和2年国土交通省告示第1435号改正） ・「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」（（一社）全日本瓦工事業連盟、全国陶器瓦工業組合連合会、全国PCがわら組合連合会、（一財）日本建築防災協会） ・平成12年建設省告示第1458号

（14）金属工事

ア 鉄鋼の亜鉛めっき

鉄鋼の亜鉛めっきは、標仕（建築工事）表14.2.2により、適用する亜鉛めっきの種別は、図示による。図示がなければ「溶融亜鉛めっき」とする。

標仕	A14.2.2
----	---------

イ 工法

軽量鉄骨天井下地の開口部の補強、天井のふところが3mを超える場合の補強、耐震性を考慮した補強、屋外の軒・ピロティ等の耐風圧性を考慮した補強は、図示による。図示がなければ施工図等により「監督員と協議」すること。

標仕	A14.4.4
----	---------

（15）左官工事

ア 見本

施工に先立ち見本塗板を作製する場合の大きさは、「監督員の指示」による。指示がなければ「1m角」程度とする。

標仕	A15.1.3、15.6.3、15.6.7
----	-----------------------

イ 材料

仕上塗材仕上げにおける複層仕上塗材の耐候性及び上塗材の仕様は、図示による。図示がなければ下表のとおりとする。

	塗材	耐候性	樹脂	外観	溶媒の種類
(1)	防水型複層塗材E	1 種	ふっ素系	つやあり	水系
(2)	可とう形改修塗材E				
(3)	外装薄塗材E				

標仕	A15.6.2
----	---------

（16）建具工事

ア アルミニウム製建具

（ア）アルミニウム製建具窓は、原則、完全内はずしタイプとする。

（イ）アルミニウム製建具の耐風圧性、気密性及び水密性の等級は、標仕表16.2.1及び表16.2.2による。表16.2.1のうち、枠の見込み寸法が70mmの場合の性能等級は、B種とする。

標仕	A16.2.2
----	---------

- (ウ) 防虫網の材質、線径及び網目は、図示による。図示がなければ材質は「ステンレス製(SUS316)」、線径は「0.2mm以上」、網目は「18～20メッシュ」とする。

標仕	A16.2.3
----	---------

- (イ) 結露水の処理は、建具アングルピースの下枠を「結露受けタイプ」とする。

標仕	A16.2.4
----	---------

- (ウ) 外部に面する窓は、二重水切りとし、形状は建築工事標準詳細図による。また、二重水切りの端部には、全面に「樹脂製小口ふた」を取付けとする。

標仕	A16.2.5
参考資料等	建築工事標準詳細図（（一社）公共建築協会）

イ 建具用金物

- (ア) 開き戸のドアクローザの取付け位置は、図示による。図示がなければ「室内側」に取付けとする。

<こども園>

- (イ) クレセントは、原則、避難通路を除きキー付きとする。
(ウ) クレセント、鍵等は、原則、FL+1,500mm程度に取付ける。

標仕	A16.8.2
----	---------

ウ ガラス

外部に面するガラスは、原則「強化ガラス」とする。

標仕	A16.8.2
----	---------

(17) カーテンウォール工事

—

(18) 塗装工事

ア 施工一般

- (ア) 素地ごしらえ及び下地調整の工程写真は省略せず、工程が確認できるように写真を撮影する（油類除去、研磨紙ずり、付着物除去、錆除去、吸込み止め、穴埋め、パテかい、パテしごき、既存塗膜の除去等）。
(イ) 天井塗装はローラー塗りとする。
(ウ) 塩ビ樋の掴み金物を塗装する場合は、温度差による塩ビ材の伸縮を考慮し、樋本体と分けて塗装する。
(エ) 塗料の有効期限を確認し、期限を過ぎたものは使用しない。

標仕	A18.1.4、A改7.1.4
----	-----------------

イ 見本

施工に先立ち見本塗板を作製する場合の大きさは、「監督員の指示」による。指示がなければ「1m角」程度とする。

標仕	A18.1.5、18.1.7、A改7.1.5、7.1.7
----	------------------------------

ウ 施工管理

気温が5℃以下に低下するおそれがある場合、計測器にて温度管理を行い、日

報等でその記録を取ること。

標仕	A18.1.6、A改7.1.6
----	-----------------

エ 塗装面の確認

標仕における塗装の仕上がり面の目視による確認に加え、施工数量あたりの所要量等から単位面積当たりの塗布量、必要搬入数量、及び空缶等の使用量が確認できる資料を提出する（参考：別記 [工事品質管理要領（資材・機材編）](#)）。

標仕	A18.1.7、A改7.1.7
----	-----------------

オ 耐候性塗料塗り（DP）

上塗り塗料の等級は、図示による。図示がなければ塗装面に応じて下表のとおりとする。

	適用	上塗り等級
(1)	図示による	1 級 (ふっ素樹脂)
(2)	屋根・外壁等の主要構造部の鉄鋼面等	2 級 (シリコーン樹脂)
(3)	鋼製建具・シャッター・建具枠、タラップ、換気ガラリ、電線管、機器取付金物、分電盤、プルボックス等設備の鉄鋼面等、樋・天井換気孔等の塩ビ面	3 級 (ポリウレタン樹脂)

標仕	A18.7.1～18.7.4、A改7.8.1～7.8.4
----	------------------------------

<学校>

カ その他

腰壁の塗装は、図示による。図示がなければ「E P - G」を標準とする。

(19) 内装工事

ア フローリング張り

床フローリングと壁との取合いは10mm程度のゴムクッションを入れる又は巾木下差込とし、出入り口部は下枠にSUS製アングルピースを取付け、差込とする。

標仕	A19.5.1
----	---------

イ せっこうボード、その他ボード及び合板張り

せっこうボードの目地工法の種類は、図示による。図示がなければ下表のとおりとする。

	適用	目地工法
(1)	仕上げが塗装、壁紙貼りの場合	継目処理工法
(2)	倉庫等の仕上げがない場合、又は下地張りの場合	突付け工法 (ベベルエッジ)

標仕	A19.7.3
----	---------

(20) ユニット及びその他の工事

ア トイレブース

- (ア) トイレブースの材料は、以下のとおりとする。ただし、フェノール樹脂板はこの限りでない。
- ① パネル表面材は「高圧メラミン樹脂化粧板」とする。
 - ② 笠木は「ステンレス製」とし、「アルミ製蓋付き」とする。
 - ③ 脚部の種類は、図示による。図示がなければ乾式の場合は「巾木タイプ」とし、湿式の場合は「脚タイプ」とする。
 - ④ ドアエッジは、「Rエッジ」とする。
 - ⑤ ヒンジは、「グレビティヒンジ中心吊り」とする。
- (イ) 扉の吊元のパネルが狭幅の場合、扉やパネルがしっかり固定されているか確認し、報告する。
- (ウ) トイレブースに別メーカーの金物等を設置する場合は、トイレブースメーカーによる構造的な検証を行った資料を提出する。
- (エ) 軽量鉄骨壁にトイレブースが取合う場合、補強スタッド等下地補強を行い、その補強状況を工事写真等に記録すること。

標仕	A20.2.5
----	---------

イ その他

- (ア) ステンレスシンク等の裏側は、結露防止のため「ウレタンフォーム吹付」とする。

(21) 排水工事

ア 材料

- (ア) 側溝のグレーチングは、図示による。図示がなければ、「細目ノンスリップ」とする。

標仕	A21.2.1
----	---------

イ 施工

- (ア) 集水桝の蓋は、「ヒンジ付き枠」とし、手前から奥に開くようにすること。
- (イ) 埋設管を布設する前の切込み砕石、切込み砂利または山砂の類の敷き込みを行い、その敷設状況を工事写真等に記録すること。
- (ウ) 管路の埋戻しは、排水管が移動しないように管の中心線程度まで埋戻し、排水管を移動させないようにして土を締め固めたのち、所定の埋戻し（一層の仕上がり厚さは20cm以下とする。加えて、硬質ポリ塩化ビニル管は、管頂から100mmまで同材で埋戻す）を行うこと。
- (エ) 遠心力鉄筋コンクリート管の根切りにおける埋設については、標仕（機械設備工事編）による。

標仕	A21.2.2、M第2.2.7.1
----	-------------------

(22) 舗装工事

ア アスファルト舗装

- (ア) 路盤の材料は、図示による。図示がなければ標仕表22.3.1により、種別は「再生砕石RC-40」とする。
- (イ) 舗装の構成及び厚さは、図示による。図示がなければ以下のとおりとする。
 - ①車道部：A-5-15（密粒：再生アスファルト、表層50・路盤150(mm)）
 - ②歩道部：A-3-10-5（透水性：再生アスファルト、表層30・路盤100・フィルター層50(mm)）
- (ウ) アスファルト混合物等の敷均し時の温度は、110℃以上とし、測定数値を記録すること。

(23) 植栽及び屋上緑化工事

—

4 建築改修工事編

「1 (2) 適用の優先順位」により、適用するものとする。

(1) 各章共通事項

「2 各編共通事項」による。

(2) 仮設工事

「3 (2) 仮設工事」による。

(3) 防水改修工事

ア 基本品質

(ア) 防水層は、原則、10年保証を付することができる所定の形状及び寸法を有し、所要の仕上り状態であることとする。これによりがたい場合は、事前に「監督員に報告」し、対応について「監督員と協議」すること。

また、保証書は、請負者、施工者及び製造業者の3者連名により、保証期間は引渡し日から10年間とし、工事完成時に「2 (7) 保全に関する資料」に付して提出すること。

(イ) 防水施工箇所は、防水の種類ごとに施工者、請負者及び保証期間が刻字された「防水工事施工票」（アクリル板製、幅200・高さ150（mm）程度）を設置する。また、設置箇所は、「監督員と協議」によること。

標仕	A9.1.2、A改3.1.2
----	----------------

イ 施工一般

(ア) 防水層の施工における監督員の検査は、原則、「監督員の立会い」により行うこと。ただし、事前に監督員の承諾を得た場合は、品質管理記録等による検査とする。

(イ) 防水改修工事における既設防水層の撤去は、防水施工専門業者の施工とする。また、撤去後の下地調整から新規防水層の施工完了までの工程を考慮し、雨漏り、その他防水層に悪影響を及ぼさないように留意した工程計画及び工区分けを行った施工計画とすること。

標仕	A9.1.3、A改3.1.3、3.2.4
----	----------------------

ウ 材料

(ア) 防水改修工事において、既設のルーフトレンを撤去し、改修用ドレンを用いる場合、既存の流量を確保するため、可能な限り大径のものを設置すること。

(イ) 改修用ドレンの上部ストレーナの形状は、落ち葉等のつまりを考慮した「大型で背が高いもの」とする。また、構造は飛散防止を考慮した「飛散防止型」とする。

標仕	A9.2.2、A改3.8.2
----	----------------

エ 防水層の種別及び工程

(ア) 防水絶縁工法等の脱気装置の種類及び設置数量は、図示による。図示がなければ製造所の指定によるほか、「ステンレス製」とし、「50㎡程度に1箇所」とする。

標仕	A9.2.3、9.3.3、9.4.3、9.5.3、A改3.3.3、A改3.4.3、A改3.5.3、A改3.6.3
----	--

オ 施工

- (ア) シート防水を施工する屋上の水勾配は、原則、 $1/50$ 以上とし、防水工事前に監督員により水たまりの確認を受け、水たまりが発生する部分は樹脂モルタル等で補修する。
- (イ) シート防水等の機械的固定方式は、建築基準法に基づき定まる風圧力により固定数を計算し、監督員の承諾を得ること（参考：[2（1）法令等の適用区分](#)）。
- (ウ) 先行して行う役物・増し貼り（出隅・入隅・ドレン周り等）は、標仕で定められた部材寸法等が施工されている状況が分かる写真を撮影する。

標仕	A9.2.4、9.3.4、9.4.4、A改3.3.4、A改3.4.4、A改3.5.4
----	--

カ シーリング材の試験

やむを得ず異種シーリング材を打継ぐ場合は、打継ぎ接着性試験又は打継ぎ簡易接着性試験により、接着性を確認する。

標仕	A9.7.5
参考資料等	JASS8（防水工事）（（一社）日本建築学会）

（４）外壁改修工事

ア 施工一般

外壁改修において足場を設置する箇所にある建具は、原則ガラス面を清掃すること。

標仕	A改4.1.3
----	---------

イ 改修工法

（ア）ひび割れ部改修工法

ひび割れ部改修工法は、図示による。図示がなければ下表のとおりとする。

	適用	目地工法
(1)	ひび割れ幅1.0mm以上の場合	Uカットシール材充填工法
(2)	ひび割れ幅0.8mm以上1.0mm未満の場合	自動式低圧エポキシ樹脂注入工法

標仕	A改4.1.4、4.2.5、4.2.6、4.3.2
----	---------------------------

（イ）欠損部改修工法

欠損部改修工法は、図示による。図示がなければ下表のとおりとする。

	適用	目地工法
(1)	コンクリート面 モルタル面（0.25㎡程度以下）	充填工法（エポキシ樹脂モルタル）
(2)	モルタル面（0.25㎡程度超え）	モルタル塗替え工法

標仕	A改4.1.4、4.2.3、4.2.8、4.3.3
----	---------------------------

(ウ) 浮き部改修工法

浮き部改修工法は、図示による。図示がなければ「アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法」とする。

標仕	A改4.1.4、4.3.4、4.3.11
----	----------------------

イ 改修後の仕上塗材仕上げ

(ア) 見本

施工に先立ち見本塗板を作製する場合の大きさは、「監督員の指示」による。指示がなければ「1m角」程度とする。

標仕	A改4.1.5、4.5.3 (A15.1.3、15.6.3、15.6.7)
----	---------------------------------------

(イ) 材料

仕上塗材仕上げにおける複層仕上塗材の耐候性及び上塗材の仕様は、図示による。図示がなければ下表のとおりとする。

	塗材	耐候性	樹脂	外観	溶媒の種類
(1)	防水型複層塗材E	1 種	ふっ素系	つやあり	水系
(2)	可とう形改修塗材E				
(3)	外装薄塗材E				

標仕	A改4.5.2 (A15.6.2)
----	-------------------

(5) 建具改修工事

「[3 \(16\) 建具工事](#)」による。

(6) 内装改修工事

「[3 建築工事編](#)」の各工事による。

(7) 塗装改修工事

「[3 \(18\) 塗装工事](#)」による。

ア 素地ごしらえ、下地調整

金属屋根等の鉄鋼面塗替えは、下地調整の工程に既存塗膜の除去がある場合、除去完了後、原則、「監督員の立会い」により確認を行うこと。ただし、（小規模な建物等において）事前に「監督員の承諾」を得た場合は、品質管理記録等による確認とする。

標仕	A改7.2.1、7.3.1
----	---------------

5 電気設備工事編

「1 (2) 適用の優先順位」により、適用するものとする。

(1) 一般共通事項

ア 共通事項

「2 各編共通事項」による。

イ 共通工事

(ア) コンクリート工事 一般事項

設備基礎に用いるコンクリートの強度は、図示による。図示がなければ「レディーミクストコンクリートの呼び強度18又はコンクリートの設計基準強度18N/mm²以上」とし、スランプは、原則「18cm」とする。

標仕	E第1編2.4.1(E改第1編2.5.1)
----	-----------------------

(イ) 現場塗装

現場において塗装する必要がある各種機材は、図示による。図示がなければ改修の場合は、電気設備工事監理指針により、塗装面のはがれ等の劣化がある場合等は「塗装」とする(図5-1)。

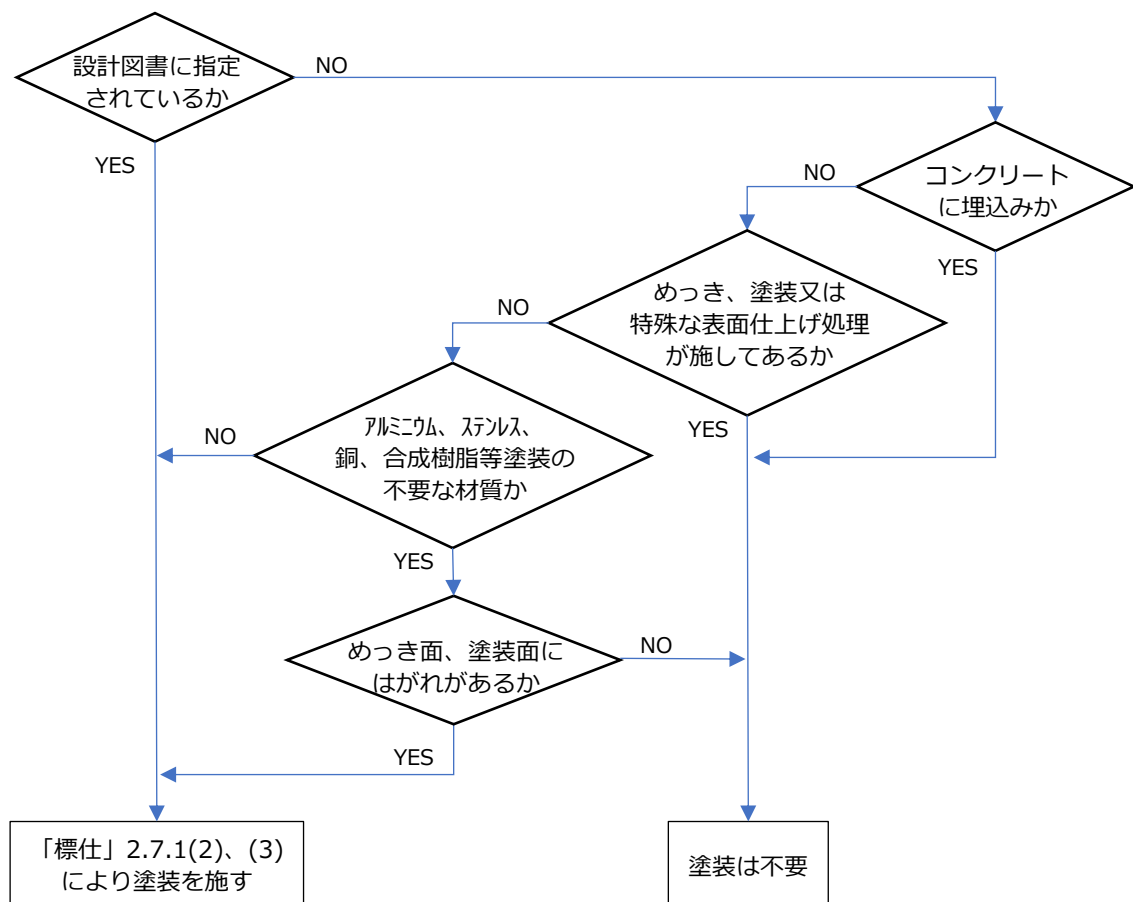


図5-1 塗装の要否判定フロー（電気設備工事監理指針 図2.7.1参照）

標仕	E第1編2.7.1(E改第1編2.8.1)、監理指針2.7.1.1
----	-----------------------------------

(2) 電力設備工事

ア 電線類

高圧絶縁電線（架橋ポリエチレン絶縁電線）は、当面の間、地絡事故対策として水トリー現象に強いとされる外部半導電層が押出成形による「E-Eタイプ」とする。

参考資料等	「（令和5年12月1日）更新推奨時期に満たない高圧ケーブルにおける水トリー現象に係る注意喚起」に関する補足的周知（経済産業省電力安全課）
-------	--

イ 電線保護物類

（ア）電線保護物類は、図示による。図示がなければ「表5-1」による。

（イ）屋外に用いるプルボックスは、図示による。図示がなければ「国土交通省仕様（ステンレス製・防水型）」とし、外壁面に取付ける露出型の場合は外壁面との間を「三方シーリング」処理する。

表5-1 施工場所による電線管の選定

施工場所		電線管（標準）
露出	水掛かり部分	C（低圧用），G（高圧用），GLT（合成樹脂被覆鋼管）
	水掛かり以外の部分	E
	腐食等のおそれのある部分	G（高圧用），HIVE（耐衝撃部），VE，GLT（合成樹脂被覆鋼管）
いんぺい、打ち込み		PF※ ¹ ，CD※ ² ，E，C，HIVE
地中埋設		FEP，HIVE，GLT
ジョイント		F（プリカ）※ ³ ，WPF（防水プリカ）※ ³

※1：PF管は、一重管を使用

※2：CD管は、打ち込み専用管（いんぺい不可）

※3：プリカ管は、2種を使用

標仕	E第2編1.2.1～1.2.6
----	-----------------

ウ 照明器具 構造一般

（ア）照明等の昇降装置は、「安全機能付き」とする。

（イ）照明カバーには、原則「ガラス製を使用しない」。

<学校・こども園>

（ウ）こども園の照明スイッチ類の高さは、「FL+1,300mm以上」とする。

- (オ) 学校施設の一般照明の照度計算における反射率は、「天井70・壁30・床10又は20」とする。

標仕	E第2編1.4.2、1.5.2
----	-----------------

エ 分電盤等 表示

分電盤等に表示する銘板には、標仕によるほか、受注者名に「連絡先」を併記する。

標仕	E第2編1.7.8
----	-----------

オ 電線等の防火区画等の貫通

電線等が防火区画又は防火上主要な間仕切りを貫通する場合において、国土交通大臣認定製品を使用する工法は、関係法令に適合している旨の試験成績書等を添付した使用材料承認願により「監督員の承諾」を得る。

また、関係法令に適合する材料及び工法であることを示す、必要事項を記載した表示を設け、工事写真等に記録する。

標仕	E第2編2.1.10
----	------------

カ 耐震施工

- (ア) 機器は、地震時の設計用水平震度（以下「水平震度」という。）及び設計用鉛直震度（以下「鉛直震度」という。）に応じた地震力に対し、移動、転倒又は破損しないように、床スラブ、基礎等に固定する。

また、水平震度及び鉛直震度は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」における「特定の施設」又は「一般の施設」の分類※、及び「重要機器」又は「一般機器」の分類※による区分を適用して選定する。

※「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」を参照。

「特定の施設」：①「災害応急対策活動に必要な官庁施設」、②「多数の者が利用する官庁施設」、③「危険物を貯蔵又は使用する官庁施設」に該当する施設

「一般の施設」：特定の施設（①～③）以外のその他の官庁施設。

「重要機器」：①「災害応急対策活動等を行うために必要な設備機器」、②「危険物による被害を防止するための設備機器」、③「避難、消火等の防災機能を担う設備機器」、④「破損、機能停止等により火災、水損等の二次災害及び避難の障害を引き起こすおそれのある設備機器」、⑤「その他これらに類する機器」に該当する機器。

「一般機器」：重要機器（①～⑤）以外の機器。

- (イ) 配管等の耐震支持は、「特定の施設」又は「一般の施設」の分類を確認し、標仕による。

- (ウ) 建物引込部の耐震処置を行う配管及び建物のエキスパンションジョイント部の配線は、標準図第2 編「電力設備工事」の措置を施す。

標仕	E第2編2.1.13(E改第2編2.1.14)
参考資料等	「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」（（一社）公共建築協会）

キ 回路種別の表示

標仕における合成樹脂製、ファイバ製等の表示札、表示シート等を取付け、回

路の種別、行先等を表示する「ケーブルの要所」とは、「マンホール、ハンドホール、点検口等の点検できる部分」とする。

標仕	E第2編2.10.6(E改第2編2.11.6)、E第2編2.12.6(E改第2編2.13.6)
----	---

ク 地中配線 管路等の敷設

マンホール、ハンドホール内の配管は、内部に水が浸入し難いように接続し、底面と接触しないように配管すること。

標仕	E第2編2.12.4(E改第2編2.13.4)
----	-------------------------

(3) 受電設備工事

ア キュービクル式配電盤 一般事項

(ア) キュービクル式配電盤は、一般電気事業者との励磁電流抑制対策について協議を行う。

(イ) 新規に高圧電力を引き込む場合は、高調波流出電流計算を行い、必要に応じて高調波抑制対策を行う。

(ウ) 電灯と動力の電力容量の合算が50kW以上の場合は、高圧引き込みとなるが、条件により低圧弾力運用の可能性があるため一般電気事業者と協議を行う。

(エ) キュービクルの選定に当たっては、原則、「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準」（昭和50年5月28日消防庁告示第7号）に準拠する。これによらない場合は、監督員と協議による。

(オ) 通気口等からの虫や小動物の侵入防止の対策をとること。

標仕	E第3編1.1.1
参考資料等	「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準」（昭和50年5月28日消防庁告示第7号）

イ キュービクル式配電盤 変圧器

キュービクル式配電盤の変圧器の選定にあたっては、最新のトップランナー基準を満たすものとする。

標仕	E第3編1.1.6
----	-----------

ウ キュービクル式配電盤 表示

キュービクル式分電盤に表示する銘板には標仕によるほか、受注者名に「連絡先」を併記する。

標仕	E第3編1.1.9
----	-----------

(4) 電力貯蔵設備工事

—

(5) 発電設備工事

ア ディーゼルエンジン発電装置 一般事項

(ア) ディーゼルエンジン発電装置は、騒音計算を行い、防音フェンスの設置を含めた防音措置を検討する。

(イ) 燃料タンクは、地下式及び地上式の比較検討を行い選定する。

(ウ) 燃料タンクの給油口は、「ピストル式の給油機が対応できる構造」とする。

標仕	E第5編1.1.1 (E改第5編1.1.1)
----	------------------------

イ 発電機等 表示

発電機等（原動機、制御装置等）に表示する銘板には標仕によるほか、受注者名に「連絡先」を併記する。

標仕	E第3編1.1.3.3、1.1.4.8、1.1.5.5等
----	------------------------------

ウ 太陽光発電装置 一般事項

高圧連携施設による太陽光発電装置設置に当たり、全量売電や余剰売電する場合は、一般電気事業者による上位系統への接続検討を依頼する（費用と時間が必要）。

標仕	E第5編1.7.1
----	-----------

エ 太陽光発電装置の据え付け

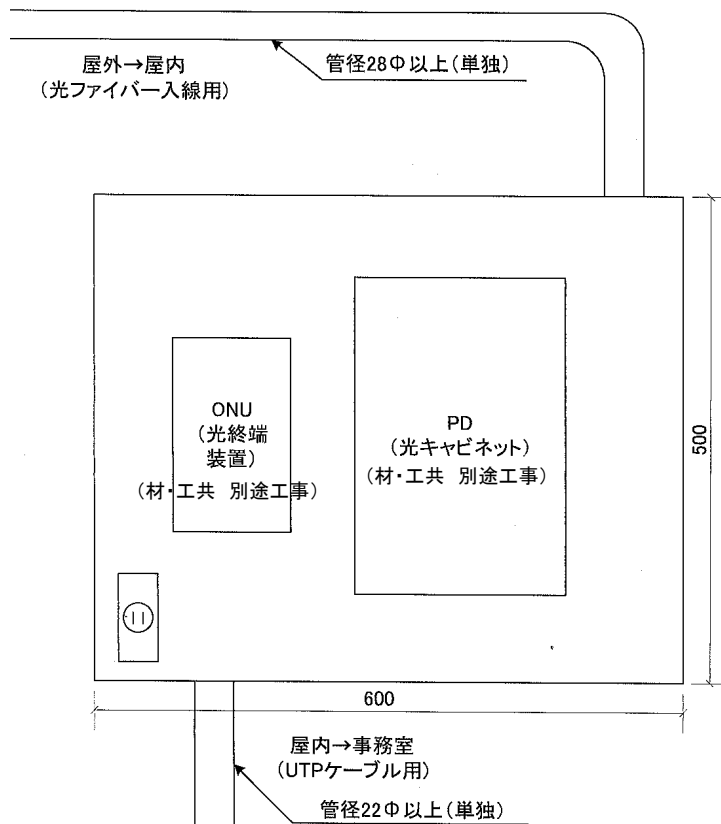
瓦屋根に太陽光パネルを設置する場合は瓦を切り欠く必要のない方法で据え付ける。

標仕	E第5編2.4.1
----	-----------

(6) 通信・情報設備工事

ア 端子盤・機器収納ラック等 一般事項

豊田市が別途発注する行政情報ネットワーク（光ファイバー）を設置する施設の場合、監督員や関係者と協議の上、行政情報ネット用の設備が設置に支障のないように対応すること。参考を図5-2に示す。



◆行政情報NW(光ファイバー)設置条件

□行政情報NW(光ファイバー)用設備設置の伴い下記条件設備の確保をお願い致します。

1.総括条件

○PD(光キャビネット)及びONU(光終端装置)設置用有効スペースの確保

500(H)*600(W)*150(D)

(参考)

・PD(光キャビネット)(8心用)

326(H)*215(W)*63(D)

・ONU(光終端装置)

200(H)*120(W)*43(D)

2.電源条件

○電源コンセントが1個口必須(ONU用)

・電源容量:約50w以下

・単独or共用:共用可

3.配管条件

○屋外→屋内

(光ファイバー引き込み用)

屋外から屋内のMDF又は総合盤等上記機器設置場所までの配管

・配管:管径28Φ以上(単独管路)

(曲げ率半径500mm以上確保)

○MDF又は総合盤→事務室

(UTPケーブル引き込み用)

MDF又は総合盤から事務室内のルータ又はスイッチングハブ設置位置までの配管

・配管:管径22Φ以上(単独管路)

(曲げ率半径500mm以上確保)

図5-2 行政情報ネットワーク設置

標仕	E第6編1.4.2
----	-----------

<学校>

イ インターホン

小学校のインターホン設置方針は、監督員から提供される資料による。

標仕	E第6編1.10.3(E改第6編1.1.1)
----	------------------------

(7) 中央監視制御設備工事

—

(8) 医療関係設備工事

—

6 機械設備工事編

「1 (2) 適用の優先順位」により、適用するものとする。

(1) 一般共通事項

ア 共通事項

「2 各編共通事項」による。

イ 施工の立会い

(ア) 次の場合は、「監督員の立会い」を受ける。ただし、これによることが困難な場合は、別に指示を受ける。立会いを受ける主要機器等の具体的な指示は監督員による。

- ① 設計図書に定められた場合
- ② 主要機器を設置する場合
- ③ 施工後に検査が困難な箇所を施工する場合
- ④ 総合調整を行う場合
- ⑤ 監督職員が特に指示する場合

(イ) 監督員の立会いが指定されている場合は、適切な時期に監督員に対して立会いの請求を行うものとし、立会いの日時について監督員の指示を受ける。

(ウ) 監督員の立会いに必要な資機材、労務等を提供する。

標仕	M第1編1.5.6(M改第1編1.6.7)
----	-----------------------

(2) 共通工事

ア 配管工事 配管材料

(ア) 給水管は、図示による。図示がなければ表6-1の使用区分を標準とする。

表6-1 給水管の使用区分

呼 称	規 格			用 途
	番 号	名 称	備 考	
塩ビライニング鋼管※ ¹	JWWA K 116	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VA (一般配管用)	屋内・ピット内給水
			SGP-VD (地中配管用)	屋内外土間下給水
ビニル管※ ²	JIS K 6742	水道用硬質ポリ塩化ビニル管	HIVP	屋内外土間下・屋外埋設給水
ポリエチレン管※ ³	JIS K 6762	水道用ポリエチレン二層管 (1種軟質)	PE	屋外埋設給水

※ 1 呼び径80以下はネジ接合とする。

※ 2 使用圧力0.75M P a 以下の水道管に使用

※ 3 継手の少ない場合に使用

(イ) 配管類は、図示による。図示がなければ表6-2を標準とする。

表6-2 配管類の使用区分

呼 称	規 格			用 途
	番 号	名 称	備 考	
【消火管】				
外面被覆鋼管	WSP 041	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	SGP-VS (地中配管用)	1.0MPa 以下の消火管
			SGP (白) (地上部)	
			STPG 370 VS (地中配管用)	1.0MPa超の連結送水管
			STPG Sch40 (地上部)	
【蒸気、高温水及び油管】				
鋼管	JIS G 3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	STPG 370	蒸気給気管、蒸気還管 350℃程度以下の圧力配管
	JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	SGP黒管	使用圧力低い蒸気、水(上水道用を除く)、油、ガス、空気などに使用。
【一般配管（ステンレス鋼管）】				
ステンレス鋼管※ ¹	JIS G 3448	一般配管用ステンレス鋼鋼管	SUS 304	給水、給湯、消火、蒸気還管
			SUS 316	水質、環境などからSUS304TPDよりも耐食性が要求される用途に使用。
【銅管】				
銅管※ ²	JIS H 3300	銅及び銅合金の継目無管	硬質 (M)	給水、給湯、冷温水

【排水管及び通気管】				
ビニル管	JIS K 6741	硬質ポリ塩化ビニル管	VP	汚水、雑排水雨水、通気 ドレン 使用圧力1.0MPa
			VU	屋外埋設用 使用圧力0.6 MPa
	JIS K 9798	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管	RF-VP	グリーン購入法適合 屋内用※ ³
	JIS K 9797	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管	RS-VU	グリーン購入法適合 屋外埋設用※ ⁴
	AS 58	排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管	REP-VU	グリーン購入法適合 屋外埋設用※ ⁴
耐火二層管	—	排水・通気用耐火二層管	—	防火区画

※ 1 呼び径60 S u以下は、メカニカル形管継手、75 S u以上は溶接接合、フランジ接合、ハウジング形管継手接合とする。

※ 2 水配管の接合は、差込接合とし、取り外しの必要な箇所には、呼び径32以下は銅製ユニオン継手、呼び径40以上はフランジ継手とする。

※ 3 圧力用途を除く排水用の無圧管に限定とする。

※ 4 圧力用途を除く排水用の無圧管に限定とし、一般車両以外の車両が通行する舗装下には使用しない。

標仕	M第2編2.1.2(M改第2編2.1.1)
----	-----------------------

イ 配管工事 配管付属品

(ア) 一般用弁及び栓

パイプシャフト内に設置する一般弁は、故障時取替えが可能となるようにフランジバルブ接合又は前後の配管をフランジ接合とする。

標仕	M第2編2.2.1
----	-----------

(イ) 量水器

① 量水器口径が50mm以上の計量法式は、原則遠隔表示方式とする。

② 量水器口径が30mm以上の場合は、宅内側に仕切弁を設置する。

標仕	M第2編2.2.16
----	------------

(ウ) 定流量弁

量水器口径50mm以上の定流量弁を設置する。

標仕	M第2編2.2.18
----	------------

ウ 配管工事 配管施工の一般事項

(ア) 一般事項

- ① 配管類は、点検できる部分ごとに行き先及び系統がわかる表示をすること。
- ② 建物内の排水は、汚水と雑排水を別系統で配管すること。宅外は、豊田市
の下水道は分流式であるため、雨水排水の接続は行わない。屋外手洗い
は、庇から垂直に45°の範囲は、雨水の流入のおそれがあるとして雨水排
水として扱う。
- ③ 屋外プールの排水について、下水道区域については、原則、水槽の水と、
逆洗水は下水道接続、オーバーフロー水は雨水とする。既設改修でこれに
よらない場合は協議による。
- ④ 雨水・中水をトイレの洗浄水等として使う場合は、誤接続を防ぐために飲
料水管との識別ができるように表示すること。トイレ洗浄便座には接続を
行わないこと。
- ⑤ 各種配管は、点検の容易さを考慮したルートとし、P Sや点検口の設置を
考慮すること。排水管を除く給水管、冷温水配管、給湯管、蒸気管、冷媒
管等の設備配管は、原則、土間下の配管を避けること。

標仕	M第2編2.4.1(M改第2編2.2.1)
----	-----------------------

エ 配管工事 勾配、吊り及び支持

土間下配管は、スラブ下と同等に土間から吊るものとする。

標仕	M第2編2.6.3(M改第2編2.4.3)
----	-----------------------

オ 配管工事 地中配管

管を埋戻す場合は、土被り150mm 程度の深さに埋設表示用アルミテープ又
はポリエチレンテープ等を「2 倍長以上」重ね合わせて埋設する。ただし、排
水管は除く。

標仕	M第2編2.7.1(M改第2編2.5.1)
----	-----------------------

(3) 空気調和設備工事

ア 施工 一般事項

(ア) 機器は、地震時の設計用水平震度（以下「水平震度」という。）及び設計用
鉛直震度（以下「鉛直震度」という。）に応じた地震力に対し、移動、転倒又
は破損しないように、床スラブ、基礎等に固定する。

また、水平震度及び鉛直震度は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及
び同解説」における「特定の施設」又は「一般の施設」の分類※、及び「重要
機器」又は「一般機器」の分類※による区分を適用して選定する。

標仕	M第3編2.1.1(M改第3編2.1.1) M第5編2.1.1(M改第5編2.1.1)
----	--

(イ) 機器の据付けに際し、維持管理に必要なスペースを確保し、周囲をフェンス
で囲う。これにより難い場合は、機器に防護ネットを付ける等安全への配慮を
行う。

標仕	M第3編2.1.1(M改第3編2.1.1)
----	-----------------------

(4) 自動制御設備工事

—

(5) 給排水衛生設備工事

ア 消火用充水タンク

屋内消火栓への専用の補充水槽を設置する場合は、0.2m³以上とし、常時補水できるものであること。ただし、複数の設備等を設ける場合であっても、水量の加算は要しないものとする。

標仕	M第5編1.4.6
----	-----------

イ 排水金具

室内の床掃除口等金物は、鏡面仕上げとせずマット仕上げとする。

標仕	M第5編1.7.4
----	-----------

ウ 柵及びふた

小口径柵の蓋は、チェーン付とする。

標仕	M第5編1.8.6
----	-----------

(6) ガス設備工事

ア 総則

都市ガスが供給される区域は、簡易な施工を除き東邦ガスの施工とする。

標仕	M第6編1.1.1
----	-----------

(7) さく井設備工事

—

(8) 浄化槽設備工事

—

(9) 昇降機設備工事

ア 耐震措置

エレベーターの耐震安全性の分類は、図示による。図示がなければ表に6-3による。

表6-3 エレベーターの耐震安全性の分類

耐震安全性の分類※1		エレベーターの耐震安全性の分類
構造体	建築設備	
I 類	甲類	S _{1 4}
II 類	甲類	S _{1 4}
	乙類	A _{1 4}
III 類	乙類	A _{1 4}

※1 耐震安全性の分類とは、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による分類

標仕	M第9編2.2.6
----	-----------

イ かご

- (ア) かごの床と停止階の床の隙間は、10mm以下とする。
- (イ) かご内手すりは、壁面三方に床上 800mm 程度の位置に取付ける。
- (ウ) かご内鏡は、人又は物による衝撃に対して安全なものとし、500mm～700mm 程度のステンレス板鏡面仕上げの平面鏡で、下端は床面から400mm 程度、上端は 1,800mm 程度の位置に取付ける。
- (エ) かごの戸の有効開口幅は900mm以上とし、光センサー等の設置により、開閉時の安全に配慮すること。
- (オ) 障がい者用操作盤のスイッチの高さは、600mm程度とする。
- (カ) 聴覚障がい者対応として、操作盤の非常ボタンが押された場合に、作動していることが表示できるようにする。
- (キ) 乗場ボタンは、エレベーターホール内、左右の壁面角部より400mm以上離して設置する。

標仕	M第9編2.2.6
----	-----------

(10) 機械式駐車設備工事

—

(11) 医療ガス設備工事

—

7 木造工事編

「[1 \(2\) 適用の優先順位](#)」により、適用するものとする。

(1) 仮設工事

「[3 \(2\) 仮設工事](#)」参照。

(2) 土・地業・基礎工事

土工事は、「[3 \(3\) 土工事](#)」参照。

地業工事は、「[3 \(4\) 地業工事](#)」参照。

基礎工事は、「[3 \(5\) 鉄筋工事](#)及び[3 \(6\) コンクリート工事](#)」参照。

(3) 木造工事

図示による。図示がない場合は以下のとおりとする。

ア 軸組構法（壁構造系）工事

—

イ 軸組構法（軸構造系）工事

—

ウ 枠組壁構法工事

—

エ 丸太組構法工事

—

オ CLTパネル構法工事

—

(4) 木工事

「[3 \(1 2\) 木工事](#)」参照。

(5) 防水工事

「[3 \(9\) 防水工事](#)」参照。

(6) 屋根及びとい工事

「[3 \(1 3\) 屋根及びとい工事](#)」参照。

(7) ユニット及びその他工事

「[3 \(2 0\) ユニット及びその他の工事](#)」参照。

8 解体工事編

「[1（2）適用の優先順位](#)」により、適用するものとする。

（1）仮設工事

「[3（2）仮設工事](#)」参照。

（2）解体施工

—

（3）事業損失防止調査

「[豊田市建築事業 事業損失防止調査実施要綱](#)」により、事業の施行に際して調査が必要な場合は、適用する。

別記 工事品質管理要領（資材・機材編）

1 施工計画書の内容

当該工事の施工に先立ち、使用予定の資材・機材（以下「資材等」という。）が設計図書に定める品質及び性能を有することを証明する資料（以下「品質（性能）証明資料」という。）を添付した使用材料承認願を提出すること。ただし、JIS、JAS、BL部品等の規格のマーク表示がある資材等を使用する場合又はあらかじめ「監督員の承諾」を受けた場合においては、メーカーリストを提出した場合に品質（性能）証明資料の添付を省略することができる（JISの自己適合宣言品を除く）。

また、塗料等の施工数量あたりの所要量等の指定がある材料については、必要搬入数量が確認できる資料を添付すること。

なお、工種別直接工事費（請負額）が100万円未満の小規模な工種は、施工計画書の作成を省略することができる（[2（2）工事関係図書](#)参照）。

2 使用資材等の計画

工事に先立ち、使用する予定の資材等を記載した「使用材料承認願又はメーカーリスト」を作成し、「監督員の承諾」を受ける。

3 使用する資材等の品質の確認方法

使用する資材等の品質の確認方法の種類は、「照合による確認」、「資料による確認」、「試験による確認」とし、施工計画書にそれぞれの資材等の具体的な品質確認方法を記載する（別表1「資材（機材）の品質確認方法と材料受入時検査項目」の「品質確認方法」参照。）。

なお、品質の確認が必要な資材等は、別表1に定める主要資材及び「監督員の指示」した資材等とする。ただし、「監督員の承諾」を受けた場合は省略することができる。

また、鉄筋、コンクリート、鋼材及び製材等については本項の他、5に定める。

（1）照合による確認

規格を証明するマーク等の表示がある資材等を、照合することにより品質の確認をする。ただし、照合だけでは十分な確認ができない場合は、必要に応じて資料等で補足する。

（2）資料による確認

次のアからオのいずれかによる。なお、資料とは「使用材料承認願」に規格証明書、評価書の写し、品質（性能）証明資料、製作図、納入仕様書、工場検査報告書、工場試験成績書、調合計画書等を添付したものとし、「監督員に提出」する。

また、資料で品質を確認されたものについては、資材等の受入時に、提出した資料と同一の資材等であることを確認する。

ア JIS又はJASと指定された資材等で、資材等にJIS又はJASの表示がない場合等、規格の確認が困難なものは、規格証明書等により品質を確認する。

イ （一社）公共建築協会が行う「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」により評価され、評価名簿に記載がある資材等を使用しようとする場合は、評価書の写

しにより、品質を確認することができる（当該工事場所が評価書の「納入地区およびアフターサービス地区」に含まれる場合に限る。）。

ウ J I S 又は J A S と指定された資材等で、J I S 自己適合宣言品若しくはその他の資材等を使用しようとする場合は、品質（性能）証明資料一式により品質を確認する。

エ 製作図、納入仕様書等の承諾を受け、工場製作される資材等は、製作図、納入仕様書並びに工場検査報告書、工場試験成績書等に基づき品質を確認する。

オ その他の資材等を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することを証明する資料一式により品質を確認する。

(3) 試験による確認

試験機関において試験を行い、その結果得られた試験成績書により必要な品質、基準等を満たしていることを確認する。

4 使用資材等の受入時の検査等

現場に資材等を搬入した際は、別表 1「資材（機材）の品質確認方法と材料受入時検査項目」の「受入時検査項目」について受入検査を行い、材料受入検査写真等の提出により「監督員に報告」すること。

5 鉄筋、コンクリート、鋼材及び製材等の品質確認等

鉄筋、コンクリート、鋼材及び製材等の品質の確認方法及び材料の試験の手続については以下による。

(1) 鉄筋

ア J I S の規格品であることを証明する鉄筋のロールマークの確認及び結束表示板（鋼板）と照合した規格証明書（当該工事名を記載）を監督員へ提出する。

イ 使用数量が少ないなど上記アによることができない場合は、他の確認方法※について「監督員の承諾」を受けること。

※他の確認方法の例：流通経路を示した上で、規格証明書の写しに使用材料を明記・照合した旨の証明書を提出すると共に、ロールマークの確認を行う。

(2) コンクリート

コンクリート及びコンクリート用材料の試験については仕様書による。ただし、1 日のコンクリート施工数量が 10m³未満は、「監督職員の承諾」を受けて、配合計画書及び納入伝票（写）の提出により省略することができる。

(3) 鋼材

ア J I S の規格品であることを証明する規格証明書（当該工事名を記載）を「監督員に提出」する。

イ 使用数量が少ないなど上記アによることができない場合は、他の確認方法※について「監督員の承諾」を受けること。

※他の確認方法の例：流通経路を示した上で、規格証明書の写しに使用材料を明記・照合した旨の証明書を提出する。

ウ 鋼材の品質を試験により確認する場合は、仕様書の材料試験等による。

(4) 製材等

製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(林野庁平成18年2月15日)に準拠した証明書等を、施工計画書または使用資材(機材)一覧表にて「監督員に提出」する。

また、工事現場でのコンクリートに使用するせき板の材料として合板を使用する場合は、同ガイドラインに準拠した板面表示等により合法性を確認し、「監督員に報告」する。

(5) 材料試験の整理

各試験に用いる材料について、供試体の抜き取り、試験の依頼及び結果の判定など、一連の関係を整理する(記録簿(参考様式1～2))。

6 材料確認の流れ

工程	現場代理人	監督員	摘要	備考
① 使用材料の決定	○ 承諾を求める	◎ ↓ <承諾>	使用材料承認願を提出 ※ 1 材料決定	必要に応じ納入仕様書、承認図、見本、カタログ等を添える。
② 材料搬入	○ 材料確認を行い、材料受入検査写真等の提出	◎ ↓ <合格>	受入検査	搬入写真、完成図等

※ 1 使用材料承認願は、必要に応じて追加し、監督員の承諾を求める。

7 資材等の品質確認の方法

確認方法の種類	対象資材等の範囲	確認方法	品質(性能)証明資料等
照 合	J I S、J A S、B L 部品等規格を証明するマーク等が表示されている規格品	規格を証明するマーク等により確認する。	材料写真※ ²
資 料	規格等のマーク表示での確認が困難な資材等	規格証明書等に基づき確認する。	品質（性能）証明資料一式（試験成績書等含む）
	(社)公共建築協会評価名簿登載品（当該工事場所が「納入地区およびアフターサービス地区」に含まれる場合）	評価書の写しに基づき確認する。	評価書の写し
	J I S 自己適合宣言品（J I S 規格に適合していることを、自主的に宣言したもの）	試験成績書等を含む規格適合の品質（性能）証明資料一式により確認する。	品質（性能）証明資料一式（試験成績書等含む）
	製作図、納入仕様書等の承諾を受け、工場製作された資材等	製作図、納入仕様書等に基づき確認する。	工場検査報告書、工場試験成績書、製作図、納入仕様書 等
試 験	鉄筋、コンクリート、鋼材	公的な試験機関等において試験を行い、その結果得られた試験成績書等により確認する。	試験成績書、試験記録簿 等

※ 2 工事写真（施工写真）とは別に搬入時に撮影する。規格、商品名または製造所名の判別できる写真とすること。